

一から知りたい韓国「慰安婦」訴訟判決

2021/2/2

弁護士 山本晴太

2021.1.8 ソウル中央地方法院判決

主文

被告は原告らに
各100,000,000ウォンを
支払え。

2021.1.8 ソウル中央地方法院判決

ペ・チュニ

原告 裴春姫さんら12名(生存者5名)
被告 日本国

日本軍「慰安婦」訴訟

1次訴訟

(2011.8 憲法裁判所決定)
(韓国政府協議申入、日本政府拒否)

2013.8.13, 調停申立

2016.1.28 訴訟に移行

2021.1.8 判決

2次訴訟

(2015.12 「慰安婦」合意)

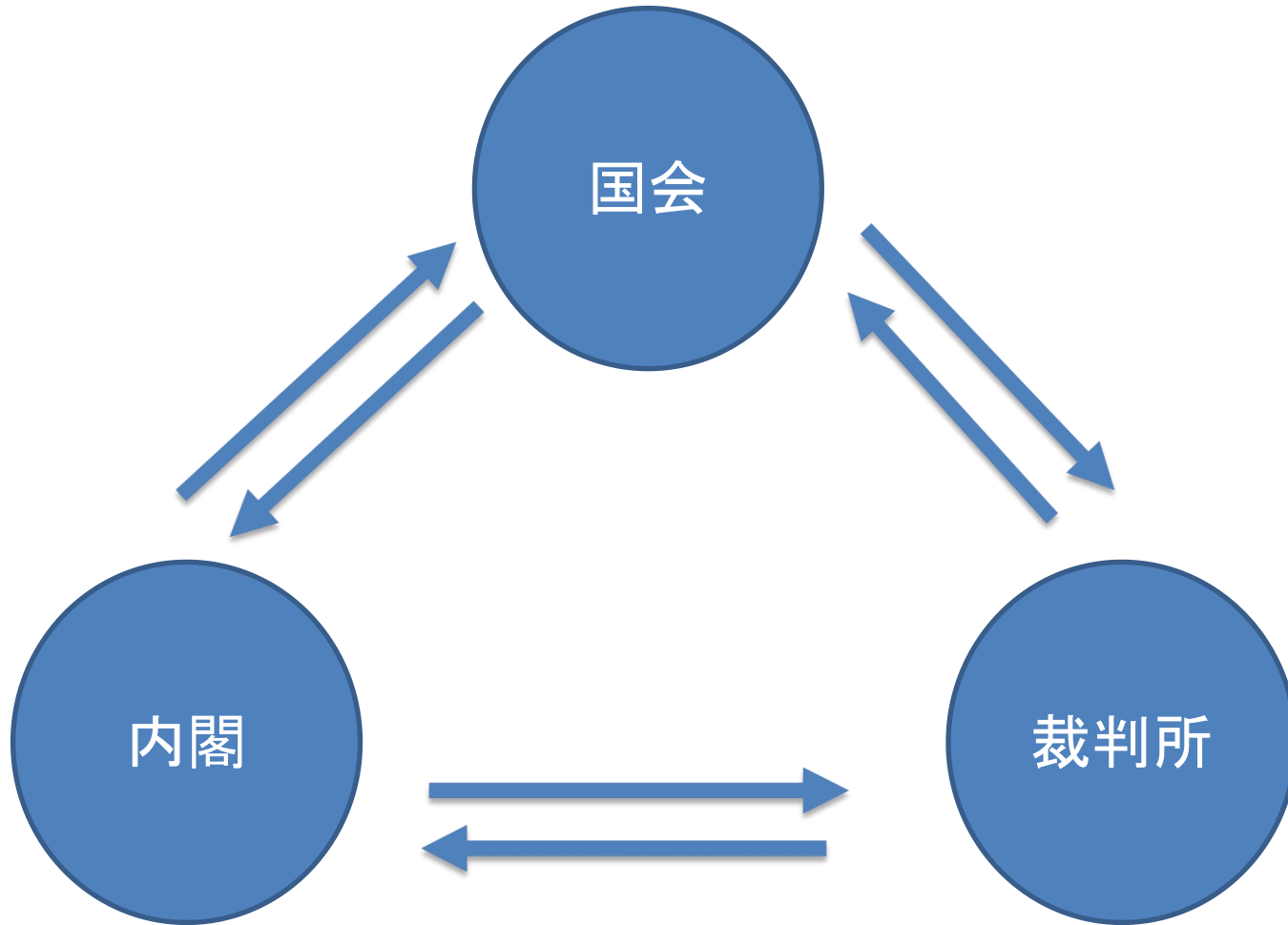
2016.12.28 提訴

2021.1.13 判決予定(延期)

3つの予備知識

- 1 三権分立
- 2 弁論主義
- 3 主権免除

三権分立



民事訴訟の基本構造

管轄問題



裁判所が職権で
判断

実体問題



当事者の主張に
より判断
(弁論主義)

主権免除 (国家免除, state immunity)

主権国家は他国の裁判権に服する義務を免除される。



主権国家は平等

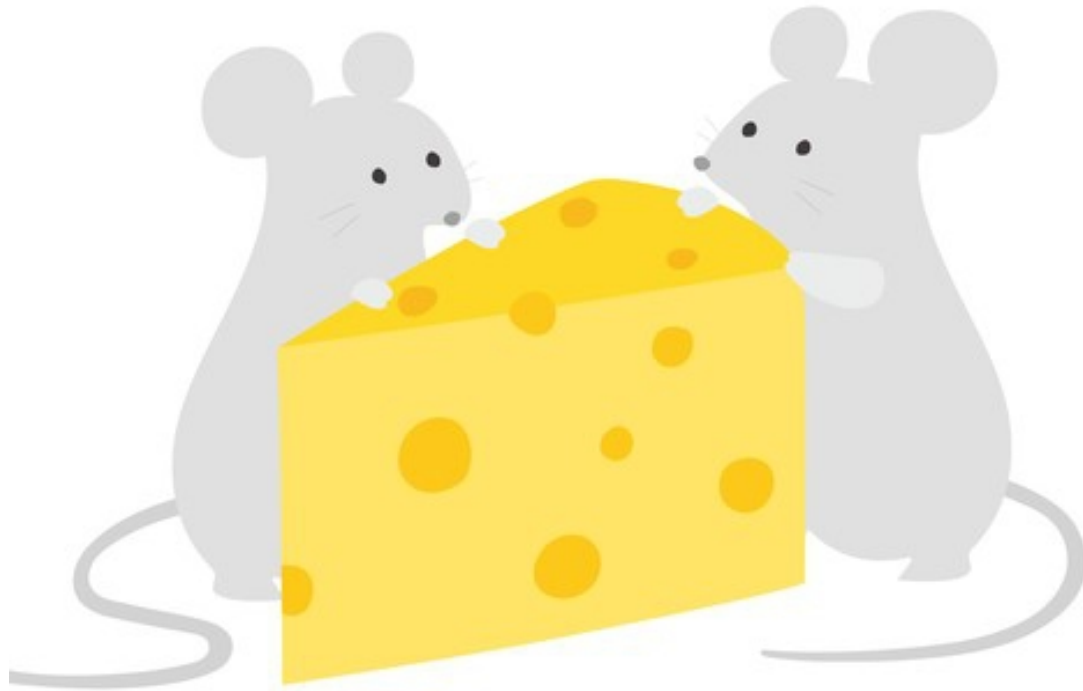
絶対免除主義

国家のいかなる行為も他国の裁判権から免除される。



19世紀には支配的

主権免除はスイスチーズのように穴だらけ (ICJ ユスフ裁判官)



主権免除の例外

- ①商行為例外(制限免除主義)……今日では争いなし？
主権行為は免除、業務管理行為は免除せず
- ②不法行為例外……………多数の国内法、条約で採用
- ③人権例外

新しい判決→人権例外

ギリシャ ディストモ事件判決 1審 1997 最高裁 2000

イタリア フェツリーニ事件差戻判決 2004

その後、多数の判決

裁判を受ける権利

世界人権宣言第8条　すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

自由権規約第14条　すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。

日本国憲法第32条　何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

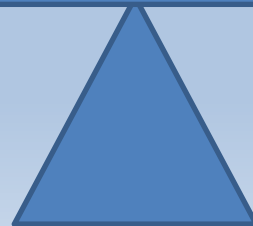
大韓民国憲法第27条　①全ての国民は憲法と法律で定める裁判官により法律による裁判を受ける権利を有する。

裁判を受ける権利

主権免除

個人の人権
救済

国家の尊厳
外交の安定



人權例外 인권예외

재판을 받을 권리
裁判を受ける權利

국가면제
主權免除

重大な違反
중대한 위반

深刻な侵害
심각한 침해

最後の手段
최후의 수단

國家の尊嚴
外交の安定

국가의 존엄
외교 안정



アル・アドサニ(Al Adsani) 事件

ヨーロッパ人権裁判所2001判決

拷問に対する賠償請求について、人権例外を否定してクウェートに主権免除を認めたイギリス裁判所の判断を支持。

評決は9対8

ICJ 独対伊主権免除事件判決(2012)

1 人権例外を認める国家実行は相対少数。現在のところ慣習国際法になっていない。

※将来人権例外を認める国内判例が出現することを当然予想している。

2 武力紛争遂行中の軍隊の行為には主権免除が適用されるという慣習国際法が存在する。

☞ 本件当時の朝鮮半島は戦場ではない。

2014.10.22イタリア憲法裁判所判決

...国連憲章第 94 条の執行に関し、専ら戦争犯罪と人道に反する罪を構成し不可侵の人権を侵害する外国の行為についてイタリア裁判所の管轄権を否定することを求める 2012 年 2 月 3 日 ICJ 判決に従うことをイタリア裁判官に義務づける限りにおいて、...違憲を宣言する

人権例外肯定



人権を中心とする新しい
国際法

人権例外否定



国益を中心とする古い
国際法

2021.1.8 ソウル中央地方法院判決

本件行為は...、当時日本帝国により計画的、組織的に広範囲に行われた反人道的犯罪行為であって国際強行規範に違反するものあり、当時日本帝国により不法占領中であった韓半島内において我が国民である原告らに行われたものであって、この行為が国家の主権行為であったとしても国家免除を適用することはできず、例外的に大韓民国の裁判所に被告に対する裁判権があるというのが妥当である。

2021.1.8 ソウル中央地方法院判決

アジアで初めて人権例外を認定



人権中心の新しい国際法への後押し



日本を含む世界の人々に国家によって侵害された人権を回復するための新しい武器を与える判決

菅首相

「国際法上、主権国家は他国の裁判権には服さない。これは決まりですから。そういうなかで、この訴訟は却下されるべき、このように考えます」(菅義偉)

茂木敏充外相

「国際法上も2国間関係上も到底考えられない異常な事態」

※絶対免除主義の亡霊？

※主権行為と言えない？

※愚民政策？

加藤官房長官

「国際法上の主権免除の原則から韓国の裁判権に服することは認められず、控訴する考えはない」

黄錦周外 対 日本国事件

Hwang Geum Joo et al. v. Japan

原告 日本軍[慰安婦]被害者15名
(韓国6名、中国4名、フィリピン4名、台湾1名)
被告 日本国
クラスアクション

2000.9.18 提訴 コロンビア特別区裁判所

2001.10.4 1審棄却(主権免除)

2003.6.27 2審棄却(同上)

2004.6.14 連邦最高裁差戻判決

2005.6.28 差戻審 棄却(政治問題)

2006.2.21 連邦最高裁 再上告棄却

IN THE UNITED STATES DISTRICT COURT
FOR THE DISTRICT OF COLUMBIA

HWANG GEUM JOO, et al.,

Plaintiffs,

v.

JAPAN,

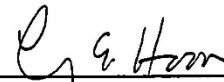
Defendant.

Civil Action No. 00-CV-2288
Judge Henry H. Kennedy, Jr.

MOTION OF GOVERNMENT OF JAPAN TO DISMISS COMPLAINT

Pursuant to Fed. R. Civ. P. 12(b)(1), 12(b)(2), and 12(b)(6), the Government of Japan hereby moves to dismiss the complaint in this action for lack of subject matter and personal jurisdiction, and for failure to state a claim upon which relief can be granted. As set forth fully in the accompanying memorandum, there is no legal basis for this Court to adjudicate claims for World War II reparations brought by foreign plaintiffs against a sovereign foreign nation, based on alleged military activities occurring in Asia more than half a century ago.

Respectfully submitted,



Craig A. Hoover (#386918)
Jonathan L. Abram (#389896)
Jonathan S. Franklin (#430027)
Jeremy T. Monthly (#468903)
HOGAN & HARTSON, L.L.P.
555 Thirteenth Street, N.W.
Washington, D.C. 20004-1190
(202) 637-5600

Dated: March 7, 2001

Counsel for the Government of Japan



Craig A. Hoover

Partner
Washington, D.C.

Email craig.hoover@hoganlovells.com

Phone +1 202 637 5694

Fax +1 202 637 5910

Languages English, French

Practice group Litigation, Arbitration, and
Employment

vCard

PDF



“

"Craig 'is a well-known presence
in the market for his work in class
actions.'"

Chambers USA

”

Craig Hoover heads the firm's Global Class Action group and has successfully defended clients in hundreds of class action cases in federal and state courts across the country. He served as a member of the Hogan Lovells global board from 2010 to 2018.

Craig's practice focuses primarily on class actions and other

Related industries

Consumer

Life Sciences and Health Care

Related practices

Litigation Services

Antitrust and Competition

Related areas of focus

読売新聞社説2021.1.24

主権国家は他国の裁判権に服さないという国際法の主権免除の原則に反し、極めて不当な判決である。

さらに、慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を確認した2015年の日韓合意をないがしろにしており、容認できない。

日本経済新聞

2021.1.8

判決はそれなりの理屈をつけているとはいえ、国際法や憲法よりも最上位に目に見えない「国民情緒法」があるといわれる韓国司法の特殊性と怖さを改めて示しました。

峯岸博(編集委員・論説委員)

西日本新聞コラム

2021.1.16

私が特に「おや」と思ったのは、判決文に「事実認定」と呼ばれる最も基礎的な部分が見当たらないことだ。

裁判所は、判決全文ではなく、内容を要約した要旨を公表した。その冒頭に、強いて言うなら事実認定に当たる部分を短く、原告側の請求内容として記している。＜原告らは日本帝国に誘拐や強制移動させられ、慰安所で暴力、拷問、性的暴行を受けた＞大雑把に過ぎる

もし細かい事実認定をしているのなら堂々と公表すればよい。

文在寅（ムンジェイン）政権は三権分立にのっとり、司法判断を尊重するという。ならば聞く。徴用工訴訟で判決を遅らせたとして、韓国前最高裁長官の逮捕を許したのは誰か。

（特別論説委員・小出浩樹）

主権免除に反する

☞ 19世紀の亡霊？愚民政策？

日韓合意・請求権協定に反する

☞ 弁論主義を理解していない

文大統領は判決に対処すべき

☞ 三権分立を学習しよう

強制はなかった、証言が矛盾するetc ☞ 歴史から目を背けるな

韓国の司法は特殊、怖い、国民情緒法

☞ 日本の司法、歴史認識こそ特殊
日本が先進国だという錯覚

この判決の意義1

原告らが反人道的不法行為の被害者として日本国
に対して法的賠償請求権をもっていることを確認した。

この判決の意義2

アジアで初めて人権例外を認めた判決



日本を含む世界の人々に国家によって侵害された人権を回復するための新しい武器を与える判決

世界 3月号 2月8日発売

週刊金曜日 2月12日号？～



🔍 法律事務所のアーカイブ



Google 検索

I'm Feeling Lucky

ありがとうございました。

